

平成 21 年 8 月 19 日

## 研究者の待遇に関する調査について（中間報告）

## 1. 個別の研究者の処遇について

## (1) 指摘事項の経緯（添付資料 1）

参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会（平成 21 年 7 月 1 日）の審議において指摘された平成 19 年（2007 年）1 月 22 日付の支出振替書は、個別の代表研究者（以下、「研究者乙」という。）赴任時、沖縄での生活基盤を構築するためのもので、雇用契約書に基づき、機構が負担した経費に係る文書である。

代表研究者については、国際的に卓越した資質と能力を有する人材を獲得するため、国際的に競争力のある待遇を提供する必要があった。このため、雇用契約は、それぞれの経験・実績を考慮するとともに、海外における生活環境や沖縄における生活のニーズに配慮し、個別に内容を決定していた。

機構は、別添 1 のとおり、機構発足直後の平成 17 年（2005 年）秋から、研究者乙及び研究者乙の配偶者（配偶者も機構の研究者）と交渉してきたところ、平成 18 年（2006 年）夏に条件面で双方が合意し雇用契約を締結した。本合意に基づき、平成 19 年（2007 年）1 月から一連の支出を行った。

## (2) 事実関係（支出の内訳）

指摘された支出振替書に関する調査結果は以下のとおり。

## A) 借上住宅（賃料等）

賃貸開始は平成 19 年（2007 年）1 月 12 日。現在も継続中。

月額 303,500 円

（注）入居時は、敷金（賃料 3 ヶ月分）、斡旋手数料（賃料 1 か月分）、1 月分費用の日割り及び 2 月分費用として、合計 1,617,000 円を支出した。月額には、リース料として、オープンレンジ、洗濯機、乾燥機及び冷蔵庫をリースした費用を含む。

## B) 什器借り上げ

契約は平成 19 年（2007 年）2 月 1 日から。現在も継続中。応接セット、机・椅子、書棚、食卓及びテレビ等をリースしたものの。

月額 37,170 円

## C) 自動車借り上げ

リース開始は平成 19 年（2007 年）2 月 1 日。現在も継続中。

月額 128,415 円

## D) 就学児童の教育支援

研究者乙の第 1 子（当時 6 歳）の、学校と研究者乙との連絡（通訳、翻

訳) 及び小学校におけるティーチングアシスタントとして、バイリンガルスタッフを雇用した。通学する沖縄市の小学校に、日本語教師が不在だったための措置。平成 20 年 10 月で本措置は終了。

時給 1, 280 円

#### E) 未就学児の関連費用

研究者乙の第 1 子 (当時 6 歳) 及び第 2 子 (当時 3 歳) の保育のため、入園料及び保育料を支出した。また、機構には事業所内託児施設がなく、幼稚園の保育時間終了後の保育のため、保育士相当の者をパートタイムで雇用した。第 2 子については現在も継続中。

##### 第 1 子

入園料 7, 200 円

月次保育料 4, 400 円

職員時給 1, 280 円

##### 第 2 子

入園料 41, 000 円

月次保育料 15, 500 円

職員時給 1, 280 円

#### (3) 当該処遇が必要であった理由

海外から国際的に卓越した資質と能力を有する人材を獲得するためには、海外における研究者の住宅事情を勘案し、教授級の者が住むのにふさわしい物件を提供する必要があった。このうち、処遇 A) 及び B) については、欧米の短中期滞在者用住宅は、通常、食器棚・食卓・応接セット・ベッドなどの家具や電化製品が備え付けてあり、賃貸人が家具・什器等を持ち込むことなく、すぐに生活できるようになっていることが多く、この住宅事情の差異を考慮したもの。処遇 C) についても、同様の観点から、海外における研究者の処遇について考慮したものである。

就学児童の支援 (処遇 D)) については、欧米の公立学校では語学のティーチングアシスタントが授業に配置されていることが普通であるものの、沖縄県の公立学校に同じレベルの教育環境を望むのは現実的ではない。このような背景から、外国人子弟が通う小学校に対する支援の観点も含め、機構はティーチングアシスタントの役割を果たす職員を雇用し、研究者乙の就学児童が通う小学校に同行した。

未就学児童に対する支援 (処遇 E)) については、当機構は事業所内託児所が未整備であり、研究者乙の仕事と子育ての両立を支援していくための措置として、経費負担したものである。

前述の就学児童及び未就学児童に対する支援（処遇D）及びE))は、機構において、研究者乙の家族が、1) 就学児童及び未就学児童を有する、2) 両親とも機構で研究業務に就労している、3) 両親とも外国人である、という事情を持つ唯一のケースであったことから、特別に措置したものである。

(4) 類似の処遇の有無

他の研究者に対しては、これらの処遇を行っていない。

2. 機構における研究者に対する待遇（処遇）の基準等

(1) 給与

代表研究者、グループリーダー、技術員等の職種は全員任期制を採っており、それぞれの経験・実績を考慮して雇用している。給与については、任期制職員給与規程に基づき、代表研究者は、現給保証を基本としつつ、理事長が決定している。研究員は、研究経験等を任期制職員の年俸表に照らして代表研究者が決定している。

(2) 住宅

日本人代表研究者、研究員等については、「任期制職員給与規程（別添2）」に基づき、住宅手当を支給してきたところであるが、外国人代表研究者については、同規程に定めのない借上住宅の提供を行っており、次表のとおり、規定上の処遇と実際の運用に乖離が生じていた。

|                   | 機構借り<br>上げ住宅 | 個人契約<br>住宅 | 負担・支給方法                                  |
|-------------------|--------------|------------|--|
| 外国人代表研究者          | ○            |            | 賃料の 20% を使用料として給与から<br>控除<br>家賃上限額 20 万円 |
| 日本人代表研究者          |              | ○          | 賃料の 80% を住宅手当として支給<br>上限額 16 万円          |
| 研究員<br>(グループリーダー) |              | ○          | 賃料の 80% を住宅手当として支給<br>上限額 10 万円          |
| 研究員               |              | ○          | 賃料の 80% を住宅手当として支給<br>上限額 6 万円           |
| 技術員               |              | ○          | 賃料の 80% を住宅手当として支給<br>上限 4 万円            |

このため、本年8月18日、「借上住宅規則」及び「借上住宅細則」（別添3，4）を改正し、日本人代表研究者や外国人職員を含め、借上住宅の提供に係る根拠規定を設けた。

（注）運用当初は、研究者が個人で不動産業者と賃貸借契約を締結し、機構は所定の住宅手当を支給する方式としていた。その後、家族の帯同を伴う外国人代表研究者の赴任のケースにおいて、この運用形態では、生活基盤が安定するまでに時間を要し、研究活動の早期立ち上げに支障が生ずることが判明したことから、外国人代表研究者については、借り上げ宿舎方式に変更した。

### （3）生活支援等

外国人研究者の生活面での支援については、次の基準で運用してきた。

| 支出項目       | 対象者      |       |         | 備考                |
|------------|----------|-------|---------|-------------------|
|            | 特定の代表研究者 | 代表研究者 | 研究員、技術員 |                   |
| 家具等の什器借り上げ | ○        |       |         |                   |
| 自動車借り上げ    | ○        |       |         |                   |
| 就学子女の教育支援  | ○        |       |         | ティーチングアシスタントの雇用   |
| 未就学児の支援    | ○        |       |         | 入園料、保育料、パート保育士の雇用 |

これを制度化するため、「役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規則」及び「同細則」（別添5，6）を本年8月18日に制定し施行済みである。

（注）特定の代表研究者：沖縄において、世界最高水準の国際的な科学技術の研究を行うとともに自然科学系の国際的な大学院大学を設立するという機構の目的の達成に必要な役職員を確保し、もって、その適切な業務遂行に資するため、役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関し、必要な処遇を定める（役員及び特定の職員に対する特別の処遇に関する規則第1条）。特別の処遇の対象は、役員及び同規則第1条の規定に鑑み、理事長が特に認めた職員とする（同細則第1条）。

## 3. 他の機関との比較

【以下は現在の作業状況】

① 国内の類似機関（（独）A 研究所、（独）B 研究所）について、現地訪問または電話による調査済み。

○ A 研究所では、研究者が赴任する際、研究活動に支障が生じないよう、日本での生活に慣れるまでの期間、利用可能な単身用及び世帯用の宿泊施設（家具、家電付き）を提供してい

る運用が行われていた。

- A 研究所、B 研究所とも、事業所内託児所を整備済みであり、研究者職員の研究と育児の両立支援策を実施している例が見られた。
- ② 国内の国立大学外国人研究者用宿舎について、居室構成・広さ・設備・使用料等をウェブから調査整理済み
  - 東京大学、京都大学等においても、外国人研究者用の宿泊施設（家具、家電付き）を提供している事例が見られた。
  - 前述と同様の目的で、事業所内託児所を整備している事例があった。
- ③ 外資系民間会社の日本駐在員について、調査を実施中であるが、以下のとおり幅広い処遇が行われている。
  - 住宅補助
  - 家具・家電設備費用の負担
  - 自動車貸与
  - 授業料等の子女教育補助（幼稚園から高校まで）
- ④ 海外の次の機関を現地調査済み
  - ◆ 欧州分子生物学研究所 (European Molecular Biology Laboratory; EMBL、ハイデルベルク、ドイツ)
  - ◆ オーストリア科学技術研究所 (Institute of Science and Technology of Austria; ISTA、ウィーン、オーストリア)
  - ◆ 国際熱核融合実験炉 (International Thermonuclear Fusion Experimental Reactor; ITER、カダラーシェ、フランス)
  - ◆ 遺伝子工学及び生命工学国際センター (International Centre for Genetic Engineering and Biotechnology; ICGEB、トリエステ、イタリア)

これらの海外機関では、程度の差はあっても研究者に対して、次のような処遇が提供されている（詳細を整理中）。

- 住居手当 (Housing allowance)
- 赴任手当 (Installation allowance)
- 配偶者手当 (Household allowance)
- 扶養子女手当 (Dependant allowance)
- 子女教育手当 (Education allowance) (保育料、授業料等)

これらについて、上記2の待遇と比較する観点から調査結果を整理中。

#### 4. 研究者の処遇についての今後の対応

代表研究者については、国際的に卓越した資質と能力を有する人材を獲得するため、国際的に競争力のある待遇を提供する必要がある。

大学院大学の開学へ向けて、海外における生活環境や沖縄における生活のニーズに配慮しつつ、前述の国内外の研究教育機関の処遇を踏まえた、適切・適正な処遇の仕組みを速やかに整備・構築していく。